

徳島県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	橋本医院訪問リハビリテーション	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	介護予防訪問リハビリテーション	令和二年六月一日